

兵庫県告示第323号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 起業者の名称

小野市

2 事業の種類

小野市新庁舎建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県小野市中島町字馬場崎、字大下及び字谷戸崎地内

(2) 使用の部分

兵庫県小野市中島町字大下及び字谷戸崎地内

4 事業の認定をした理由

小野市新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、現庁舎の分散や老朽化等による市民サービスや執務環境の低下に対応するため、市の事務の用に供する施設の整備を行う事業であり、本件事業で整備する施設は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である小野市は、地方債起債や市公共施設整備基金繰入等により本件事業に必要な財源措置を講じることとし、本件事業に必要な専任職員を配置するなど組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業を施行する小野市の現庁舎は5棟に分散しており、庁舎の配置や構造等から、来庁者が必要とする行政サービスによっては、庁舎間の移動が必要となるなど、市民に不便を強いているだけでなく、高齢者等の社会的弱者への対応も不十分で、行政の効率的な運営にも支障を来たしている。

また、5棟の庁舎のうち主要な庁舎である本庁舎、第2庁舎及び第3庁舎の老朽化が特に著しいうえ、非常電源設備の供給能力が不足しており、それを補うための増強も困難で、災害時の行政機能の停滞が危惧されている。

本件事業は、こうした課題に対応するため、分散している行政機能を統合する新庁舎を建設することにより、庁舎の分散と老朽化の弊害を解消し、執務の効率化と一元的な行政サービスを実現し、市民の利便性向上とともに、災害時における市庁舎としての機能の充実を図り、市民に安全安心を提供するもので、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域に指定されている地域であり、同地域の南西端に位置する。

本件事業によって、約1.4ヘクタールの水田が庁舎敷地となるが、北東に広がる農地の集団性は保たれることから、地域の農業経営に与える影響は小さいと判断される。本件事業の実施により水田を持つ保水機能が失われることについても、起業者は総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）に基づき、駐車場等に洪水調整池機能を持たせ、雨水の流出を抑制することから、起業地周辺への影響は小さいと判断される。

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について起業者が任意に調査をしたところ、起業地には、保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されておらず、本件事業の施行による環境への影響は少ない。

文化財については、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、現敷地が建替えに必要な仮設庁舎敷地を確保できないことなどから移転新築が必要であると判断し、(1)社会的条件：①交通条件／主要道路との接続が良好で、市民の交通の便が図られること、②環境条件／基本的な都市インフラが整備済みで、周辺の土地利用と整合しており、災害のおそれがないこと、(2)技術的条件：大規模な造成工事が不要なこと、仮設進入路等の仮設工事が不要など建築工法が容易となること、(3)経済的条件：本件事業にかかる初期経費（用地費、補償費及び工事費等）について経済性に優れていること、以上3つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、5棟に分散している現庁舎では、各庁舎間の連携や移動に支障を来していることに加え、本庁舎、第2庁舎及び第3庁舎の老朽化が著しく、非常電源設備の供給能力不足への対応も困難で、災害時における行政機能の停滞が危惧されていることから、一元的な行政サービスの提供や移動の円滑化による行政サービスの充実とともに、災害時において市民に安心を提供できる機能を持った新庁舎の建設が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業の施行により整備する新庁舎は、職員数をもとに算出した面積に応じて設計されており、起業地は、この新庁舎に加え、職員や来庁者が使用する乗用車等の台数をもとに算出した駐車場、車路、緑地等本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

ウ 総合的判断

ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用し、又は使用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

小野市役所総務部新庁舎建設準備室